

笠利小学校いじめ防止基本方針

【 学校教育目標 】

夢を持ち 心身ともにたくましく 感性豊かな笠利の子の育成

家庭・地域との連携
 ・校区子ども育成会
 ・主任児童委員
 ・スクールガード
 ・地域評議員

【生徒指導・いじめ対策委員会】
 <目的>
 いじめ、不登校対策及び心の教育を一体的かつ実効的に行うために、管理職、生徒指導主任及び関係職員で企画・調整を行う。
 <組織構成>
 (管理職、生徒指導主任、養護教諭、関係職員、その他必要に応じた関係者及び外部専門家)

関係機関等との連携
 ・大島教育事務所
 ・奄美市教育委員会
 ・県総合教育センター
 ・笠利駐在所
 ・学校医
 ・民生委員

○ 心のふれあいを重視した心に届く指導を充実し、いじめの未然防止に努める
 ・無記名いじめアンケートの実施
 ・学校楽しいとの活用
 ・奄美つすこやかプログラムによる構成的グループエンカウンターの実施
 ・「いじめ問題を考える週間」の実施。

【いじめの防止】
 (教)・「心のノート」の活用や体験学習を取り入れる等、道徳教育の充実を図る。
 ・情報モラルの指導の充実を図る。
 (児)・進んで奉仕体験活動(ボランティア)に取り組む
 (保)・地域行事等の体験を通し、集団の一員としての自覚を育む。

【いじめの早期発見】
 (教)・子どもの行動観察と声かけを適宜行う。
 ・個人面談やアンケートの実施による情報収集を行う。
 ・相談窓口の周知を図る。
 (児)・困った時はすぐに先生や親、友達に相談する
 (保)・子どもの持ち物、服装の汚れや乱れに気を配る。
 ・子どもとの会話をできるだけ多くする。(団欒の時間の確保)

【いじめに対する措置】
 (教)・いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実関係を確認し、いじめをやめさせる。
 ・いじめの理由や背景を探り、根本的解決を図る。
 ・聞き取りを重視し、心身の被害を的確に把握し、迅速な初め対応を図る。
 ・傍観者もいじめたことと同じであることを指導する。
 (児)・自分の気持ちを正直に他者に伝える。(いじめられた側)
 ・いじめられた子の立場に立ち自らを振り返る。(いじめた側)
 (保)・我が子を守り抜くという姿勢を子どもに見せる。(いじめられた側)
 ・被害児・保護者への適切な対応を行う。(いじめた側)

○いじめの兆候を見逃さずに、迅速かつ組織的に対応する体制を整える。
 ・年2回の生徒指導事例研修会の開催。
 ・職員朝会での情報交換
 ・学校初パトロール事業検索結果の活用
 ・SCへの相談体制の確立
 ・啓発資料の活用

【年間計画】 0

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成		「いじめ問題を考える週間」の実施		各教科における指導計画の確認	家庭訪問	学校基本方針の確認
5	実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート					事例研修会
6		「学校楽しいと」の活用		かさりっ子DAY			
7	取組評価アンケートの実施				携帯・ネット利用実態調査		
8	取組評価アンケート集計、取組の検証 2学期の活動計画の検討						
9	実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施				
10		「学校楽しいと」の活用					
11						教育相談	
12	取組評価アンケートの実施、集計、 取組の検証		人権集会				
1		いじめアンケート					
2	取組評価アンケートの実施、集計、 取組の検証						事例研修会
3	次年度活動計画案作成						